

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、中泊町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、中泊町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震・津波防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、中泊町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、中泊町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
3. 風水害等に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 中泊町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、中泊町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
2. 災害予防計画（第3章）
風水害等の災害の発生、または災害の拡大を未然に防止するために必要な防災に関する施設

の整備、点検及び物資、資材の備蓄並びに防災に関する訓練等、災害対策について定める。

3. 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するため、中泊町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4. 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、火山災害、事故災害に係る中泊町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

5. 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、中泊町及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、中泊町、青森県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から

保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務または業務の大綱
中泊町	中泊町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 7. 要配慮者の安全確保に関すること 8. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9. 水防活動、消防活動に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難の勧告・指示に関すること 12. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15. 建築物等の応急危険度判定に関すること 16. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 17. その他災害対策に必要な措置に関すること
	中泊町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消防機関	五所川原地区消防事務組合消防本部 中里消防署 小泊消防署 中泊町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の予防、警戒及び防衛に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
青森県	五所川原警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の死体の検視に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難の勧告・指示に関すること 9. その他災害対策に必要な措置に関すること
	西北地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	西北地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、公園、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	西北地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	西北教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること

機関名		処理すべき事務または業務の大綱
指定 地方 行政 機関	東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林、治山による災害防止に関すること 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3. 山火事防止対策等に関すること 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	農林水産省 （東北農政局、地域センター含む）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	第二管区海上保安本部 青森海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること 2. 海難救助、海上消防、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
	青森地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2. 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること 3. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報等の防災機関への伝達に関すること 4. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること 5. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 6. 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 五所川原出張所 青森港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関すること 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 五所川原出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局 青森運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関すること 2. 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関すること 3. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関すること 4. 災害時における海上輸送に係る調査及び指導に関すること 5. 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関すること
	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2. 非常通信訓練に関すること 3. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 （五所川原労働基準監督署） （ハローワーク五所川原）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2. 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 3. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること

		4. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること 5. 災害時における労務供給に関すること
	東京航空局 三沢空港事務所 青森空港出張所	1. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

機関名		処理すべき事務または業務の大綱
	陸上自衛隊第9師団	1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること
指定公共機関及び指定地方公共機関	津軽鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北	1. 気象警報の町への伝達に関すること 2. 災害時優先電話の利用または「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4. 電気通信設備の早期復旧に関すること 5. 災害時における特設公衆電話の設置に関すること
	日本郵便株式会社 (中里郵便局) (小泊郵便局)	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること
	日本赤十字社 青森県支部	1. 災害時における医療対策に関すること 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3. 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力(株) 五所川原営業所	1. 電力施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における電力供給に関すること
	青森放送(株) 五所川原支局 (株)青森テレビ 五所川原支局 青森朝日放送(株) ABA放送センター NHK青森放送局 (株)エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	(社)青森県エルピーガス協会 東北アストモスガス(株) 青森充填所	1. ガス施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	(社)西北五医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会 西北五支部 弘南バス(株)五所川原営業所	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	日本銀行(青森支店)	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること

機関名		処理すべき事務または業務の大綱
公共団体その他防災上重要な施設の管理者	中泊町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	つがるにしきた農業協同組合中里・武田・内潟支店・小泊出張所 北津軽森林組合 小田川土地改良区 十三湖土地改良区 小泊・下前漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業に係る被害調査に関する事 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3. 被災組合員に対する融資またはあっせんに関する事
	運輸業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における輸送等の協力に関する事
	建設業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急復旧への協力に関する事
	自主防災組織 婦人会・町内会等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
	コミュニティエフエム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
	病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練の実施に関する事 3. 災害時における病人等の収容、保護に関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産救助に関する事
	社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における入居者の保護に関する事
	金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
	学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災教育に関する事 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事 3. 災害時における応急の教育に関する事
	危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における危険物の保安に関する事
	多数の者が出入りする事業所等（病院・デパート・工場等）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事

第6節 町の自然的・社会的条件

1. 位置

中泊町は、津軽半島の中央部を走る津軽山地の西側に位置する北津軽郡に属し、西はつがる市と日本海、南北は五所川原市、そして東は外ヶ浜町と接している。

町域は中里地域が東西約13km、南北約21km、小泊地域が東西約13km、南北16km、総面積は216.33平方キロメートルとなっている。

2. 地勢

(1) 地形及び地質

ア. 地形

中泊町は、津軽半島の脊梁をなす津軽山地（通称中山山脈）の西側に位置している。

中里地域は、総面積の約6割が山地で、約3割が平地である。

南西部には、白神山地に端を発して津軽平野を縦断する岩木川が流れ、いくつかの支流を集めて汽水湖の十三湖に注いでいる。河口付近の沖積平野は、堆積により稲作などに適した肥沃な土壌となっているが、地下水面が極めて高い低湿地であるため、排水不良となっている。

金木台地に属する海岸段丘は標高が5～60mで主傾斜が3度前後で一般的に畑地帯となっている。

袴腰岳（標高628m）をはじめとする山地（津軽山地）は標高が100～500mで、スギ、ヒバ等の針葉樹林を主体とした国有林で占められている。

集落は津軽中里駅周辺、国道339号沿いなど、岩木川の堤防沿いの沖積平野と海岸段丘が接する地帯に発達している。山裾の集落付近には数多くのため池がある。

小泊地域については、そのほとんどが山地丘陵地で、平地は大変少ない。

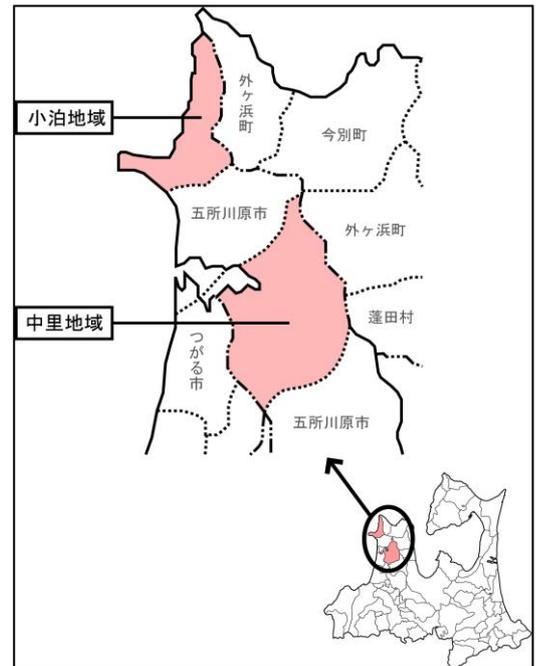
西南部に伸びた半島は権現崎（小泊岬）と称され、標高229mの尾崎山がある。西側の日本海沿岸は海蝕崖となって海に迫り、東部の町境線は標高586mの矢形石山をはじめとして400～500mの峰が連なり、その峰までの間は概ね10～30度の傾斜をもつ国有林地帯となっている。

集落は小泊港、下前漁港などの漁港付近に形成されている。

イ. 地質

中里地域については、沖積平野は沖積統の未固結堆積物であり、三角州地では粘土のほか泥炭を含んでいる。海岸段丘は洪積統非固結堆積物で粘土が主体であるが砂礫層を含み、表層はローム質火山灰で覆われている。津軽山地は新第三系中新統に属する泥岩によって占められ、このほか玄武岩、軽石凝灰岩が一部に分布している。

小泊地域については、津軽半島中央部を南北に縦走する「津軽断層」にあたり、最西部の権現崎に先第三系が一部露出しているほか、新第三系下部層がその大部分を構成している。地域別にみれば、西部権現崎地帯は礫石を基底とした凝灰岩、安山岩などからなっている権現崎層及び下前層であり、中央部の小泊地域は玄武岩を基岩とした流紋岩



質凝灰岩などを主体とした桂川層、硬質板状子頁岩を主体とした小泊層及び七ッ石・石英安山岩などで構成されている。また、北東部は、安山岩及び流紋岩である。土性は一般に植壤土が多く、ところどころ砂壤土もある。特に小泊川流域の中腹以下の林地にあっては、表土が深く腐植質に富んでいる。丘陵地帯はところどころ粘土性に富み雨水の停滞するところもある。

(2) 河川及び湖沼

中里地域には1級河川岩木川水系岩木川のほか8河川がある。小泊地域には2級河川小泊川をはじめ7つの小河川が日本海に注いでいるが、流域に農地、可住地を有するのは小泊川のみである。

また、湖沼は大小37の溜池があり、主に農業用水として利用されている。

小泊川は、以前、河口付近において約200m屈曲し小泊湾に注いでいたため、昭和62年8月の集中豪雨の際には、水田や住宅に被害を及ぼした。このため、昭和63年から、災害関連事業により山朝橋～小泊湾河口までの改修工事が行われた。

【河川】

水系名	河川名	流路延長 (km)	上流端	下流端
1級河川岩木川	岩木川	101.6	西目屋村	海に至る場所
〃 岩木川 支川	今泉川	12.2	鍋越沢	岩木川への合流点
〃	昆布掛川	1.2	薄市字花持	〃
〃	薄市川	13.3	薄市字玉清水	〃
〃	鳥谷川	15.7	五所川原市	〃
〃 鳥谷川 支川	尾別川	8.7	馬坂沢	鳥谷川への合流点
〃	中里川	9.9	岩谷沢	〃
〃	宮野沢川	12.6	袴腰沢	〃
〃 中里川 支川	岩谷川	1.6	袴腰山国有林	中里川への合流点
2級河川小泊川	小泊川	6.2	小泊山国有林	海に至る場所

(資料：青森県河川砂防課)

【溜池】

(貯水量10万立方メートル以上のみを掲載)

溜池名	所在地	貯水量 (千立方メートル)
大沢内溜池	大字大沢内	560.0
湯ノ沢溜池	大字今泉	294.5
上高根一号溜池	大字高根	247.0
荒田溜池	大字尾別	156.0
弥三沢溜池	大字深郷田	112.5
桐ノ木沢溜池	大字宮野沢	122.0

(資料：農政課溜池台帳)

(3) 海岸

小泊地域の海岸線は総延長約33kmに及んでおり、小泊地区にあっては海岸線の侵食もさることながら、海岸が砂地であるため、消波工の沈下や流出が見受けられる。下前地区にあっては、傾斜地で山地が海岸まで迫り、海蝕崖で接し、風化が激しく、しかも全地域が地すべり防止の両面から、その保全が重要な役割となっている。特に地域は海峡の西口に位置し低気圧の通り地となっていることと、季節風が強く11～3月までの北西の風で激浪が海岸に打ちつけ、護岸を超え民家にも影響を与えている。これを防止するため、離岸堤方式の消波工施設にする必要に迫られている。

また海岸保全区域は、延長5,693mの小泊地区、延長840mの袋内地区、延長2,886mの折腰内地区で、これまでも消波工を設置しているが、その機能を果たすためにはより一層の強化が必要である。

(4) 道路等

ア. 道路網

中泊町の道路網は、弘前市を起点とし、五所川原市を経て本地域を縦断し、竜飛岬に至る国道339号を幹線とし、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線、一般県道富范薄市線などの県道と、それらを連絡する町道によって構成されている。

また、国道339号にほぼ並行して走り、南津軽郡藤崎町から中里地域に通る五所川原広域農道(こめ米ロード)も、本地域の重要路線のひとつとなっている。

路線数は、国道1路線、県道8路線(中里地域6路線、小泊地域2路線)、町道497路線(中里地域1級18路線、2級13路線、その他297路線、小泊地域1級7路線、2級6路線、その他156路線)、町管理農道2路線となっている。

国道339号の整備率は、中里地域では舗装率、改良率ともに100%に達しているが、小泊地域では、局部的に狭あい箇所や側溝未整備区域が見られるなど、整備の遅れている地域がある。

県道の整備状況も、改良・舗装ともに進められているが、国道同様局部的に未整備な箇所があり、課題となっている。

また、地域間の広域連携・交流を促進するものとして、現在整備が進められている津軽自動車道へのアクセス道路の整備が特に望まれている。

町道は、人家連担地域は整備されているが、全体には整備が遅れている。また、冬季の生活道路確保のために、融雪溝整備を進めている。

農道は農免道路、広域農道など土地改良事業により整備が進められてきた。近年は農業機械の大型化が進行しているため、ほ場整備事業と平行して農道整備を推進する必要がある。特に国道339号と広域農道を結ぶ農道整備事業の早期完成が望まれている。

また、林業経営の近代化・多角化と公益機能増進の見地から、森林基幹道の整備を進めており、早期完成を働きかける必要がある。

イ. 公共交通機関

本地域の公共交通機関は、津軽鉄道と路線バスである。

津軽鉄道は、本州最北の私鉄で、津軽北部の中心都市五所川原市と中里地域とを結んでおり、通勤・通学、金木病院への通院など、住民の生活に密接に関わっている。しかし、マイカーの普及と人口減少などにより、利用者は年々減少している。

中里地域以北の小泊地域にあっては、路線バス(弘南バス株式会社の1路線)のみとなっている。一日6往復と便数も限られることもあり、路線バスの利用者の減少も著し

い。交通弱者の足の確保、町内の観光客の利便性向上のためにも、公共交通手段の充実が課題となっている。

また、冬期間の交通確保は、西北地域県民局地域整備部を中心に除雪対策に万全を期している。

【町内の道路状況】

(資料：環境整備課)

種別	路線数	延長 (m)	整備済延長 (m)		整備率 (%)		
			改良	舗装	改良	舗装	
国道	1	38,704.0	28,231.0	37,326.0	72.9	96.4	
県道	主要地方道	1	8,106.0	7,754.0	8,106.0	95.7	100.0
	一般県道	7	27,789.0	6,337.0	18,277.0	22.8	65.8
	計	8	35,895.0	14,091.0	26,383.0	39.3	73.5
町道	1級	25	46,522.6	23,329.2	31,505.7	50.1	67.7
	2級	19	34,124.7	4,441.4	9,958.8	13.0	29.2
	その他	440	203,102.2	33,674.1	68,874.8	16.6	33.9
	計	484	283,749.5	61,444.7	110,339.3	21.7	38.9
農道 (町管理分)	2	11,452.0	11,452.0	11,452.0	100.0	100.0	

3. 気象

気象は、日本海の影響を受ける日本海側気候で、夏は比較的温暖であるが、5月～9月にかけてヤマセと呼ばれる偏東風が発生し、内陸部から吹き込む冷風が農作物の生育を妨げる原因となっている。冬は、日本海の湿気が内陸部に運び込まれるため降雪が多く、また、大陸の発達した高気圧の影響で吹く強い北西の季節風と一緒に地吹雪が発生し、冬季の生活に多大な影響を及ぼしている。

4. 人口

平成22年国勢調査による中泊町の人口は、12,723人で平成17年に比べ1,461人、約10.3%の減少となった。平成12年から10年間で2,602人、16.9%減少している。一方、平均寿命の延び等により、65歳以上の老年人口の割合は平成12年から平成22年までの10年間で23.8%から33.0%となっており、高い伸び率を示している。人口の減少と高齢者人口の増加傾向は、今後も続くことが予想される。

【人口の推移】

(単位：人) (資料：国勢調査)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	15,998	15,325	14,184	12,743
年少人口 (14歳以下)	2,638 16.5%	2,139 14.0%	1,682 11.9%	1,277 10.0%
生産人口 (15～64歳)	10,280 64.3%	9,536 62.2%	8,430 59.4%	7,257 57.0%
老年人口 (65歳以上)	3,080 19.3%	3,650 23.8%	4,072 28.7%	4,209 33.0%

※ 総人口に対する割合は、四捨五入により、合計が100%にならない場合がある。

5. 土地利用状況

土地利用の状況（平成24年4月1日現在）は、「雑種地」が45.7%と最も多くなっている。次いで道路・公園・河川等の「その他」が18.2%、「田」が15.3%、「山林」が14.6%「畑」が2.4%となっている。「原野」は2.0%、「宅地」は1.8%となっており、6年前と比較してもほぼ変化のない状況にある。

【土地利用の状況】

（面積単位：km²）

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	33.07	5.18	4.00	31.62	4.40	98.76	39.30	216.33
割合	15.3%	2.4%	1.8%	14.6%	2.0%	45.7%	18.2%	100.0%

資料：平成24年度固定資産概要調査

6. 産業及び産業構造の変化

当町の就業人口は平成22年の国勢調査で5,204人となっている。その産業別構成比は、第1次産業26.7%（1,389人）、第2次産業27.5%（1,433人）、第3次産業45.8%（2,382人）となっている。産業別の推移を平成17年と平成22年で比較してみると、第1次産業には変化が無く、第2次産業、第3次産業が若干ではあるが増減している傾向にある。

【産業別人口の動向】

（資料：国勢調査）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	7,327人	6,900人	5,787人	5,204人
第1次産業 就業人口比率	2,249人 (30.1%)	1,729人 (25.1%)	1,520人 (26.3%)	1,389人 26.7%
第2次産業 就業人口比率	2,469人 (33.7%)	2,728人 (39.5%)	1,745人 (30.2%)	1,433人 27.5%
第3次産業 就業人口比率	2,408人 (32.9%)	2,440人 (35.4%)	2,517人 (43.5%)	2,382人 45.8%

※「就業人口総数」には、分類不能を含む。

第7節 災害の記録

1. 水害

本町の水害は、岩木川等の氾濫によるもので、昭和43年8月には集中豪雨による大きな被害が発生している。

2. 風害

本町における風害は、平成3年の台風19号など、8月から1月の秋冬期に集中発生しており、暴風による建物の破壊のほか、小泊地域では港内に係留している漁船の被害が大きい。

3. 雪害

平成24年には雪量観測点の今泉で最大積雪深104cm、小泊で107cmを記録した。

4. 高潮

小泊地域では、暴風による高波の被害が、火災に次いで多く、昭和25年には漁船、漁港施設の被害のほかに建物流失4棟、建物倒壊3棟、家屋の浸水35戸が発生したほか、昭和34年には漁船の被害のほか建物半壊28戸、床上浸水46戸、床下浸水30戸と陸上における被害が大きいものであった。

5. 火災

中里地域では、昭和38年に大規模な火災が発生している。

小泊地域では、焼失戸数の多い火災は7月から11月にかけて発生している。（昭和12年以後の焼失戸数の約88%が同期間に発生）これは、やませが吹き、火災の起こりやすい気象条件に起因しているものである。

6. 土砂災害

本町には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている急傾斜地や地すべり危険箇所があり、滑り地すべり地帯が多い。小泊地域下前地区の地すべりについては、一部対策工事を実施したが、なお、調査を継続中である。また崩壊危険区域の指定箇所は、毎年防止工事が施工されているが、指定外区域にも危険と思われる箇所が散在している。土砂くずれでは、ひんぱんに発生し、昭和56年9月4日に下前地区で発生した土砂くずれは、住家4戸が全壊し、小泊地域における土砂くずれ災害で最大のものであった。

また、中里地域では、昭和37年9月、同38年10月、同39年10月に降ひょう害が記録されている。（資料編6-3：過去の災害状況）

第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、当町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1. 台風による災害
2. 高潮による災害
3. 集中豪雨等異常降雨による災害
4. 豪雪による災害
5. 火山噴火による災害
6. 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
7. その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害